

令和3年度 木材産業関係の主な支援措置

【留意事項】 本資料には、主な支援概要や要件等を記載しています。詳細については、必ず、問い合わせ先等にご確認ください。

区分	制度名	対象者	支援の概要	主な要件	問合せ先
補助	林業・木材産業成長産業化促進対策交付金【R3年度の募集は終了】				
	木材加工流通施設等の整備	森林組合、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人等	<p>○木材処理加工施設(木材製材施設装置、集成材加工施設装置、合・単板加工施設装置等)の整備等について、地域の自主性裁量を尊重しつつ、都道府県に対し支援する。</p> <p>交付率:1/2</p>	<p>○成長産業化事業構想(都道府県が作成する5年間の取組方針)に記載された事業実施主体であること。</p> <p>○受益範囲において、当該加工部門の地域材利用量等の目標が原則として都道府県の目標値以上又は目標値の伸び率以上であること。</p> <p>○広域流通構想等の目標達成に資する施設となっていること。</p> <p>○施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。</p> <p>○JAS製品として格付可能な製品出荷量実績のうち、JAS格付け率がおおむね50%を上回ること。</p> <p>○国施策指標得点として、直近年に死亡災害が発生していない事業には1ポイント、サプライチェーン構想に基づく取組である事業については2ポイント配分される。等</p> <p>【参照】 google等で「林野庁 逆引き辞典」で検索</p>	都道府県 林務担当課
	<p>本交付金は、都道府県が事業のとりまとめを実施します。例年、都道府県に対して、前年度の10月頃に事前の要望の聞き取りを実施し、その後、1月頃に最終的な要望のとりまとめを実施しています。本交付金のご利用を希望される方は、事業の趣旨、採択要件、目標値の設定、費用対効果等について、あらかじめご理解・ご承知をいただきたいことがありますので、お早めにお近くの都道府県 森林・林業関係部局へご相談下さい。</p>				
補助	リース				
	木材加工設備等リース導入支援	木材関連業者、木材関連事業者等の組織する団体等	<p>○リースを活用した木材加工設備(グレーディングマシン、モルダ、大型木材乾燥設備等)の導入支援 助成額:次式のうち、いずれか小さい額</p> <p>①リース物件価格×リース期間/法定耐用年数×1/10以内 ②(リース物件価格－残存価格)×1/10以内</p>	<p>○大型木材乾燥設備の場合、対象者は、製材業等を営み、製材品の年間取扱量が1000m³以上又は都道府県知事が認めた者であること。</p>	全国木材協同組合連合会
補助	利子助成				
	木材加工設備導入等利子助成支援事業	木材関連業者等	<p>○木材加工設備の導入とそれに伴う既存設備の破棄等に必要な借入金への利子助成</p> <p>○補助率:利子相当額(年利上限3%)の1/2又は2/3</p> <p>○利子助成期間:7年以内</p> <p>○借入限度額:1億円(又は2億円)</p>	<p>○指定金融機関(農林中央金庫、商工組合中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会)からの借入金が対象。</p> <p>○補助残融資及び制度融資に係る資金は対象外。</p> <p>○設備導入等実施計画を作成し、地域木材団体を経由して、全国木材協同組合連合会に申請し、その認定を受ける。</p>	全国木材協同組合連合会
			<p>○山林取得に必要な借入金への利子助成</p> <p>○補助率:利子相当額(年利上限2%)</p> <p>○利子助成期間:10年以内</p> <p>○借入限度額:1億円(又は2億円)</p>		
<p>○追加在庫保有に必要な借入金への利子助成</p> <p>・素材及び製品の引取りに必要な資金</p> <p>・素材等の加工に必要な資金</p> <p>○補助率:利子相当額(年利上限2%)</p> <p>○利子助成期間:5年以内</p> <p>○借入限度額:1億円(又は2億円)</p>			<p>【参照(R2募集)】 http://www.zenmoku.jp/mokukyodo/mokuzai_kakou/r2_mokuzai.html</p>		

令和3年度 木材産業関係の主な支援措置

【留意事項】 本資料には、主な支援概要や要件等を記載しています。詳細については、必ず、問い合わせ先等にご確認ください。

区分	制度名	対象者	支援の概要	主な要件	問合せ先
補助	林業施設整備等利子助成事業	林業者等(森林所有者、素材生産業者、林業を併せ営む木材産業者、森林組合等)	<p>①木材の生産・加工・流通体制の改善</p> <p>②自然災害等(新型コロナウイルス感染症による影響を含む)により被害を受けた事業用資産の復旧等のための、(株)日本政策金融公庫資金(林業構造改善事業推進資金、農林漁業施設資金、農林漁業セーフティネット資金等)の借入れに対して利子を助成</p> <p>○補助率 利子相当額(年利上限2%)</p> <p>○利子助成期間 ①最長5年(林業構造改善事業推進資金のみ特例あり) ②最長10年</p>	<p>①の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業経営改善計画又は合理化計画の認定(都道府県知事)を受けていること又は経営管理実施権の設定を受けることができる者として都道府県から公表されていること ・事業活動の継続が確実であり、かつ、適正な事業運営が行われること。 ・木材の生産・加工・流通体制の改善努力を行っている又は今後確実に行われること。 <p>②の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等による被害内容の証明を市町村長から受けていること、または、社会的、経済的環境変化等による影響について内容を証明できること。 ・事業活動の継続が確実であり、かつ、適正な事業運営が行われること。 <p>【参照(R2募集)】 http://www.zenmoku.jp/mokukyodo/shi-setsuseibi_josei/r02_josei.html</p>	全国木材協同組合連合会
日本政策金融公庫資金(主なもの)					
融資	農林漁業施設資金(共同利用施設資金)	森林組合、中小企業等協同組合等	<p>○林産物の生産、加工、流通又は販売に必要な共同利用施設等の取得等</p> <p>○償還期限:20年以内(据置期間3年以内)</p> <p>○利率(参考):0.3%または0.95%(R3.5月時点)</p> <p>○融資率:80%</p>	<p>中小企業等協同組合は、組合員の50%以上が林業を営む者に限る。また、中小企業等協同組合の場合の用途は、林業生産物の生産又は組合員の生産する林業生産物を主とする加工・保管・販売を目的とする施設に限る。</p> <p>【参照】 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/shi-setsushikin.html</p>	日本政策金融公庫
	農林漁業施設資金(主務大臣指定施設資金)	林業者等(森林所有者、素材生産業者、林業を併せ営む木材産業者等)	<p>○林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械その他の施設の取得等</p> <p>○償還期限:15年以内(据置期間3年以内)</p> <p>○利率(参考):0.3%または0.45%(R3.5月時点)</p> <p>○貸付限度額(非補助):林産物処理加工施設3億円、林産物流通販売施設1.5億円等</p> <p>○融資率:80%または上記の貸付限度額のいずれか低い方</p>	<p>対象者は、林産物処理加工若しくは林産物流通販売を行う林業主業者又は次のいずれかに該当する林業を営む者に限る。</p> <p>①自己所有森林が所在する森林団地から生産される林産物を主たる原料とする事業を行う者</p> <p>②山村地域において、山村振興対策又は過疎対策のほか、林業振興対策の一環として事業を行う者</p>	
	林業構造改善事業推進資金	林業者等(素材生産業者、林業を併せ営む木材産業者等)	<p>○林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械その他の施設の取得等</p> <p>○償還期限:20年以内(据置期間3年以内)</p> <p>○利率(参考):補助事業0.45%または1.45%、非補助事業0.3%(R3.5月時点)</p> <p>○貸付限度額(非補助):林産物処理加工施設3億円、林産物流通販売施設1.5億円等</p> <p>○融資率:80%または上記の貸付限度額のいずれか低い方</p>	<p>○林業成長産業化総合対策実施要綱に定める事業計画等に基づいて行う事業に限る。</p> <p>○中小企業等協同組合は、組合員の50%以上が林業を営む者である場合に限る。</p>	

令和3年度 木材産業関係の主な支援措置

【留意事項】 本資料には、主な支援概要や要件等を記載しています。詳細については、必ず、問い合わせ先等にご確認ください。

区分	制度名	対象者	支援の概要	主な要件	問合せ先
融資	振興山村・過疎地域経営改善資金	振興山村地域及び過疎地域の林業者等(素材生産業者、林業を併せ営む木材産業者等)	<ul style="list-style-type: none"> ○林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械その他の施設の取得等 ○償還期限:25年以内(据置期間8年以内) ○利率(参考):補助事業0.45%、非補助事業0.3%、共同利用1.45%(R3.5月時点) ○貸付限度額(非補助):個人1,300万円、法人・団体5,200万円(特認有)等 ○融資率:80%または上記の貸付限度額のいずれか低い方 	<ul style="list-style-type: none"> ○知事の認定を受けた農林漁業経営改善計画又は農林漁業振興計画に基づいて行う事業に限る。 <p>【参照】 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_3.html</p>	日本政策金融公庫
	新規用途事業等資金	間伐材又はしいたけ(特定農林畜水産物)を原料又は材料として使用する製造業又は加工業を営む中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> ○すぎ、ひのき、まつの間伐材又はしいたけについての新規の用途の企業化・実用化に必要な施設の改良・造成・取得、特許権等の取得、試験研究費等 ○償還期限:15年以内(据置期間3年以内) ○利率(参考):0.85%(R3.5月時点) ○貸付限度額:負担額の80% 	<ul style="list-style-type: none"> ○新規用途事業等に関する計画が食料産業局長の認定を受けた者に限る。 <p>【参照】 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_13.html</p>	
	中山間地域活性化資金(加工流通施設)	中山間地域で生産された木材を原材料とする加工製造業者 中山間地域で生産された木材又は加工品の流通業者 (中小企業者)	<ul style="list-style-type: none"> ○新商品・新技術の研究開発・利用あるいは需要の開拓に必要な施設の改良・造成・取得、試験研究費・特許権の取得費等 ○償還期限:10年超15年以内(据置期間3年以内) ○利率(参考):2.7億円まで0.35%、2.7億円超0.60%(R3.5月時点) ○貸付限度額:負担額の80% 	<ul style="list-style-type: none"> ○中山間地域の農林漁業者と安定的な取引契約等が締結され、中山間地域の林業の振興に資すると認められるものに限る。 <p>【参考】 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_15.html</p>	
	林業・木材産業改善資金	林業者、木材産業事業者及びその組織する団体	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな木材産業部門の経営の開始、林産物の新たな生産・販売方式の導入に必要な資金(プレカット加工施設の導入など新たな部門の経営の開始、木材乾燥施設の導入など新たな生産方式の導入、JAS規格認定の取得など新たな販売方式の導入) ○貸付限度額(木材産業):1億円※特例あり ○償還期間:10年以内(据置期間3年以内)※特例あり ○利率:無利子 	<ul style="list-style-type: none"> ○林業・木材産業改善措置に関する計画の認定(都道府県知事) ○対象者は、次のいずれかに該当する者に限る。 <ul style="list-style-type: none"> ①資本金の額又は出資額の総額が1千万円以下の会社 ②常時使用する従業者の数が300人以下(木材卸売業、木材市場業を営む者にあつては100人以下)の会社 ③個人 ④①～③の者が組織する団体 <p>【参照】 http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/kinyu/kaizen.html</p>	都道府県林務担当課

令和3年度 木材産業関係の主な支援措置

【留意事項】 本資料には、主な支援概要や要件等を記載しています。詳細については、必ず、問い合わせ先等にご確認ください。

区分	制度名	対象者	支援の概要	主な要件	問合せ先
融資	木材産業等高度化推進資金(主なもの) 【参照】 http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/kinyu/koudoplan1.html				
	素材生産等促進資金	森林組合、中小企業等協同組合、素材生産業者、木材製造業者、木材卸売業者、市場開設者、数人共同の事業体等	(主な用途) ①施業集約化費用、立木購入代金、素材生産を行うための作業道の開設・改良費用、作業委託費等 ②素材、製材等の購入代金及びそれらの引取りに必要な輸送費 ③素材等の加工を行うのに必要な資金(作業労賃、電力費、燃料費等) ○利率(参考):短期資金0.9~1.6%、長期資金0.6~1.3% ○償還期限:短期資金1年以内、長期資金5年以内(据置1年以内) ○貸付限度額:1億円(特認あり)	○経営の合理化や事業規模の拡大などについての計画を作成し、都道府県知事の認定を受ける。 ○木材の年間取扱量がおおむね1500㎡以上の事業者。	都道府県 林務担当課
	新規需要創出資金	森林組合、中小企業等協同組合、木材製造業者等	(主な用途) ①素材、製材等の購入代金及びそれらの引取りに必要な輸送費等 ②素材等の加工を行うのに必要な資金(作業労賃、電力費、燃料費等) ○利率(参考):短期資金0.9~1.3%、長期資金0.6~1.0% ○償還期限:短期資金1年以内、長期資金5年以内(据置1年以内) ○貸付限度額:1億円	○経営の合理化や事業規模の拡大などについての計画を作成し、都道府県知事の認定を受ける。 ○非住宅分野等における木材の新規需要の創出に資する製品の生産を行う。	
	木材高度加工資金	森林組合、中小企業等協同組合、木材製造業者、素材生産業者、木材卸売業者等	(主な用途) ①木材の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費等 ②JAS無垢材の原料となる素材の購入代金及び素材の引取りに必要な輸送費 ③①、②の資金を借り受けようとする者に素材等の供給を行うための素材生産実施費用、素材等の購入代金等 ○利率(参考):短期資金0.9~1.3%、長期資金0.6~1.0% ○償還期限:短期資金1年以内、長期資金5年以内(据置1年以内) ○貸付限度額:1億円(特認あり)	○経営の合理化や事業規模の拡大などについての共同の計画を作成し、都道府県知事の認定を受ける。 ○協定等に基づく木材の供給量が現行の木材製品等の取扱量の1割以上を占めており、計画期間内に木材製品等の年間取扱量がおおむね2割以上拡大すること。 ○木材の高度加工(木材JAS製品、乾燥材の製造等)を行う事業者。	
木材安定供給資金	木材製造業者、木材卸売業者、市場開設者等	(主な用途) ①立木の購入代金、国有林野管理経営法に基づく権利設定料及び樹木料、素材生産実施費用、素材生産委託費等 ②素材・木材製品の購入費、木材加工費、素材又は木材製品の輸送費等 ③木材の流通に係るコーディネート費(データベース整備費含む)等 ○利率(参考):短期資金0.9~1.3%、長期資金0.6~1.0% ○償還期限:短期資金1年以内、長期資金5年以内(据置1年以内) ○貸付限度額:3億円(特認あり)	○木材の安定供給の確保に関する特別措置法に基づき、森林所有者、木材利用事業者及び木材製品利用事業者等が共同して木材の安定供給確保事業に関する計画を作成し、認定を受ける。		

令和3年度 木材産業関係の主な支援措置

【留意事項】 本資料には、主な支援概要や要件等を記載しています。詳細については、必ず、問い合わせ先等にご確認ください。

区分	制度名	対象者	支援の概要	主な要件	問合せ先
債務保証	(独)農林漁業信用基金による債務保証(主なもの)				
	一般資金	○林業、木材産業の事業者、これらの者が構成員となっている中小企業等協同組合、森林組合等	○木材製造等に必要な資金の信用保証 保証期間：運転資金3年(特認7年)、設備資金15年 保証割合：原則80% 保証料率(参考)：年0.2~1.8% 保証上限：原則4億円(個人1億円)	○林業(林業種苗生産業及び木材製造業を含む。)を営む者は、会社にあつては資本金3億円以下又は従業者300人以下、個人にあつては従業者300人以下に限る。 【参照】 http://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html	独立行政法人 農林漁業信用基金
	木材産業等高度化推進資金(運転資金)	○一般資金の対象者 ○木材卸売業、木材市場業、木材製品利用事業等を営む者(これらの者が構成員となっている中小企業等協同組合を含む。)	○木材製造、木材の卸売、木材製品利用等に必要な資金の信用保証(認定を受けた計画の範囲) 保証期間：短期1年、長期5年 保証割合：100%または80% 保証料率(参考)：年0.1~1.35% 保証上限：原則4億円(個人1億円)	○林業経営基盤強化法に基づく合理化計画又は林業経営改善計画、若しくは木材の安定供給の確保に関する特別措置法に基づく事業計画(川上・川中・川下の事業者が共同して作成したものに限る。)の認定を受けた場合に限る。 ○木材卸売業及び木材市場業を営む者、木材の輸送を業として行う者は、会社にあつては、資本金1千万円以下又は従業員100人以下、個人にあつては、従業員100人以下に限る。 ○木材製品利用事業を営む者は、会社にあつては、資本金3億円以下又は従業員300人以下、個人にあつては、従業員300人以下に限る。	
林業・木材産業改善資金(設備資金)	○一般資金の対象者 ○木材卸売業または木材市場業を営む者(これらの者が構成員となっている中小企業等協同組合を含む。)	○木材製造、木材卸売業等の経営改善等に必要な資金の信用保証(認定を受けた計画の範囲) 保証期間：10年(特認12年、15年) 保証割合：100%または80% 保証料率(参考)：年0.1~0.9% 保証上限：1億円(木材産業分野)	○林業・木材産業改善資金助成法に基づく林業・木材産業改善措置に関する計画の認定を受けた場合に限る。 ○木材卸売業及び木材市場業を営む者は、会社にあつては、資本金1千万円以下又は従業員100人以下、個人にあつては、従業員100人以下に限る。		